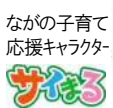




## 第2回放課後子ども総合プラン推進委員会

平成31年2月14日

こども政策課



### 児童館・児童センターの指定管理者の選定①

2

2020年度からの児童館・児童センターの指定管理者の選定を来年度に行います。

#### 非公募から公募への変更

放課後子ども総合プラン事業の全小学校区での実施が実現したため、原則に従い公募とする。  
 (今回は、プラン事業を全小学校区で実施するための移行期であり、現指定管理者による継続した管理運営が必要なことから非公募とした。)

施設名称 (現在の指定管理者)	施設数	期間	募集	グループ 編成	施設名称	施設数	期間	募集
箱清水児童センター ほか 35施設(社会福祉法人長野 市社会福祉協議会)	36	5年	非 公 募		箱清水児童センター ほか14施設【北部地域】 ※吉田、豊野を含む。	15	5 年	公 募
吉田児童センター(吉田地 区住民自治協議会)	1	5年	非 公 募		古牧児童センター ほか7施設【中部地域】	8	5 年	公 募
豊野西部児童センター、豊 野東部児童館(企業組合 労協ながの)	2	5年	非 公 募		昭和児童センター ほか15施設【南部地域】	16	5 年	公 募

#### 選定スケジュール(案)



## グループ編成の方針

- ・ 効率的な事業運営が図られ、かつ、新規事業者が参入できる規模とする。
- ・ 小学校との連携を考慮して、小学校の地域区分によりグループ分けをする。

	児童館・児童センター	小学校区	備考(H30.5.1時点)
北部	箱清水 加茂 三輪 吉田 柳町 湯谷 芋井 柳原 長沼 古里 若槻 徳間 浅川 豊野西部 豊野東部 【15施設】	城山 加茂 三輪 吉田 城東 湯谷 芋井 戸隠 鬼無里 柳原 長沼 古里 若槻 徳間 浅川 豊野西 豊野東 【17校区】	プラン施設数【30施設】 登録児童数【2,547人】
中部	古牧 日詰 南部 大豆島 朝陽 裾花 安茂里 松ヶ丘 【8施設】	鍋屋田 芹田 古牧 緑ヶ丘 南部 大豆島 朝陽 山王 裾花 安茂里 松ヶ丘 七二会 信州新町 中条 【14校区】	プラン施設数【22施設】 登録児童数【2,521人】
南部	昭和 川中島 青木島 下氷鮑 三本柳 松代花の丸 豊栄 松代東条 綿内 川田 保科 篠ノ井中央 篠ノ井東 篠ノ井西 共和 塩崎 【16施設】	昭和 川中島 青木島 下氷鮑 三本柳 真島 松代 清野 西条 豊栄 東条 寺尾 綿内 川田 保科 通明 篠ノ井東 篠ノ井西 共和 信里 塩崎 信更 大岡 【23校区】	プラン施設数【36施設】 登録児童数【3,242人】

## 事業の継続性の確保

児童館・児童センターは、放課後子ども総合プラン事業の実施場所としていることから、指定管理者にプラン事業を委託し、一体的・効率的な管理運営を図る。

- ・ 長野市放課後子ども総合プラン事業ガイドラインに沿って支援内容の質を確保する。
- ・ 運営委員会委員の内申は、引き続き住民自治協議会に依頼し、地域との連携を図る。
- ・ 募集要項に職員の継続雇用への配慮を記載し、児童への継続した支援を行う。
- ・ 事業者間で情報交換や必要な調整を行うための機会を設けることを検討する。

放課後子ども総合プランでは、希望児童(理由にかかわらず事業の利用を希望する児童)についても、全小学校区における受け入れを目指しており、長野市子ども・子育て支援事業計画に定める平成31(2019)年度中の実現に向けて調整を進めています。

## 平成31年度当初の受入状況(予定)

### 希望児童まで受入

鍋屋田、城東、南部、長沼、古里、浅川、芋井、松ヶ丘、共和、信里、塩崎、清野、豊栄、東条、西条、寺尾、綿内、川田、保科、真島、七二会、信更、豊野西、豊野東、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

〔城山、加茂、芹田、三輪、裾花、安茂里、松代、下氷鮑 8校区で受入拡大〕

【37校区】

## 希望児童の受入校区拡大

### 留守家庭児童のみ受入

山王、古牧、緑ヶ丘、吉田、湯谷、大豆島、朝陽、柳原、若槻、徳間、通明、篠ノ井東、篠ノ井西、昭和、川中島、青木島、三本柳

【17校区】

## 長野市子ども・子育て支援事業計画とは

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく法定の計画
- 計画期間：平成27年度～平成31年度の5年間
- 基本理念：すべての子育てが喜びとなり すべての子どもが健やかに成長するために
- 基本理念に基づき、3つの基本目標の下、111の個別事業を掲げ、計画の進捗管理をするために、3つの成果指標と95の活動指標を設定

## 「量の見込み」と「確保方策」

- 計画に掲げる事業のうち、幼児期の教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業については、「量の見込み」と、それに対応する「確保方策（確保の内容と実施時期）」を設定

「量の見込み」= 利用に関する需要量

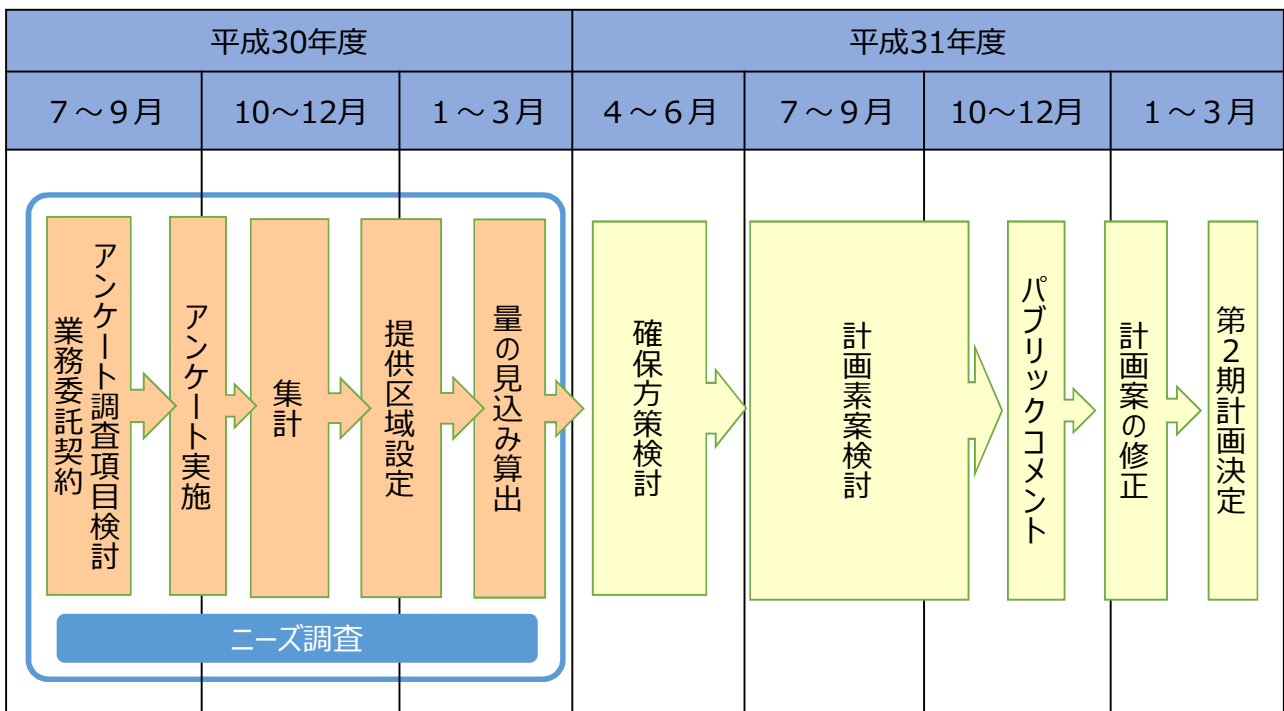
平成29年度、内閣府の指針に基づき、中間見直しを実施

「確保方策」= 定員等の供給量と整備の時期

- 保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として、事業ごとに「教育・保育提供区域」を設定し、「量の見込み」と「確保方策」は提供区域ごとに設定

平成32年度（2020年度）を始期とする第2期計画の策定が必要

## 第2期計画策定に向けたスケジュール(案)



## 新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日策定)

## 背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

## 「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人→約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。